

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、御参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は、荒木委員、石見委員、田中委員から御欠席との連絡をいただいておりますが、本部会の委員総数14名のうち11名の先生方に御出席いただいておりますので、本日の部会が成立することを御報告いたします。

それでは、最初に、基準審査課長の山本より御挨拶を申し上げます。

○基準審査課長 基準審査課長の山本でございます。

本日は、各委員、大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

食の安全・安心、国民の皆様の大変関心の高い分野である一方、日進月歩、刻々といろいろな技術が開発されておりました、この食の分野もそういった流れ、当然さまざな形で技術が導入されております。そういった意味で、先生方から日々いろいろな御意見あるいは御協力をいただいているところでございますが、本日の議題もその一つのテーマだと思っております。どうぞ率直に忌憚のない御審議をいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、以降の議事の進行につきましては、寺本部会長をお願いいたします。

○寺本部会長 それでは、最初に、配付資料の確認を事務局のほうからよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、資料等の確認をいたします。

最初に、議事次第、委員名簿、座席表がありまして、資料1から6、参考資料1から5を御用意しております。資料の不足ですとか落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。

○寺本部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、事務局から本日の部会の審議品目に関する利益相反の確認結果について御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 本日の部会では、議題1「高度精製添加物の安全性審査における取扱いの見直しについて」は、事業者団体の要望を端緒としていることから、利益相反の確認の対象となります。食品衛生分科会審議参加規程に基づいて、要望団体、関係団体や関係企業等につきまして、過去3年間における寄附金等の受け取りについて、委員より御申告をいただきました。

その結果、退室が必要な委員はおりませんが、佐々木委員につきましては、議決には御遠慮いただくということになりましたので、よろしく願いいたします。

○寺本部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題を確認いたします。

本日の議題ですが「高度精製添加物の安全性審査における取扱いの見直しについて」ということを予定しております。円滑な議事進行に御協力をよろしく願いしたいと思います。

す。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

議題について、資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、資料につきまして、簡単に御説明いたします。資料1と資料2を中心に、ほかの資料も適宜参照しながら御説明いたします。

まず、資料1をごらんください。こちらは、高度精製添加物の安全性審査における取扱い見直しにつきまして、現在の取り扱いと見直しの検討に至った経緯をお示ししております。

まず、現在の取り扱いについて、1つ目の○ですが、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物、ここでは遺伝子組換え添加物と言いますが、この取扱いについては、食品衛生法に基づく規格基準についての告示において、安全性審査の手続を経たものでなければ販売等を行ってはならないこととされております。これを受けて、厚生労働省は、品目ごとに食品安全委員会の意見を聞いた上で安全性審査を行っております。

次に、2つ目の○ですが、この遺伝子組換え添加物の中でも特にアミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物、ここでは高度精製添加物と言いますが、こちらについては、食品安全委員会の評価基準に基づいて安全性を確認する必要がないと認められた場合は、安全性審査の手続についての告示に従って、遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなすという取り扱いを現在、行っております。

これまでにお話しした関連の法令ですとか、食品安全委員会の安全性評価基準等につきましては、後ろに参考1から3としてお示ししております。

次に、3つ目の○ですが、これまでこういった高度精製添加物、ここでは審査済み高度精製添加物と言いますが、これは42品目に上り、実績を集積してきたところでございます。また、最近、新規に申請される品目の中には、審査済み高度精製添加物と製造に使用した微生物の種ですとか最終製品の有効成分が同一で、導入する遺伝子のみを変更したというものの申請が相当数あるという状況になっております。

こういった品目のイメージとして、資料3をごらんください。こちらの下段の左端にGM微生物とありますが、これに挿入している挿入DNA、そして、その供与体、この部分のみを変更している。そして、宿主となる微生物、そして、最後の矢印の右側のところ、最終製品というのは同一である品目ということです。

具体例は、参考資料4に今まで申請を受けた品目の一覧を示しておりますので、こちらを適宜御参照ください。

それでは、資料1に戻っていただいて、4つ目の○ですけれども、こういった高度精製添加物は、米国やEU等においては、遺伝子組換え添加物としては取り扱われていないという状況があります。また、国内の業界団体からも、一定の要件を満たした高度精製添加

物については、安全性の自主判断を可能とするよう要望が来ているところでございます。

そして、最後の○ですが、こういった事態を受けて、この部会の1つ下の会議体である遺伝子組換え食品等調査会において、昨年の12月と今年の3月に、この取り扱いについての検討を行い、対応案を取りまとめました。

その対応案につきましては、資料2をごらんください。まず「1. 基本的な考え方」についてですが、審査済み高度精製添加物と同等か否かを客観的に判断するための要件を設ける。そして、具体的な運用としては、(1) 要件の全てを満たす場合には、安全性審査を要しないものとする。そして(2) 要件を満たさない、あるいは判断できない場合は、従来どおり安全性審査を要するものとする。

次に、2. その要件について見ていきます。まず(1) 対象となる添加物について。これは、審査済み高度精製添加物と、有効成分が同一であることとしています。なお、その製造方法や用途、化学構造・組成、物理化学的性質及び品質が明らかであることとしています。

次に(2) 添加物の製造に利用する宿主について。前述の(1) で比較の対照とした審査済み高度精製添加物、ここでは比較審査済み高度精製添加物と言いますが、この製造に利用したものと同一の種の微生物であること。また、病原性がない株であることが明らかであることとしております。

次に(3) 挿入DNAの供与体について。ここは比較審査済み高度精製添加物とは異なる部分に当たるわけですが、これについて、従来から食経験ですとか食品や添加物製造に用いられた実績、また、添加物製造に安全に使用されている実績が確認できること。おめくりいただいて、かつ、病原性、毒素産生性がないことが確認できることとしています。

次に(4) 最終製品の有効成分と非有効成分の含量についてということで、ここは精製度を規定する要件になっております。少し記載ぶりが複雑なため、資料6を使って御説明いたします。(4) のフローチャート、色のついた部分ですけれども、こちらをごらんください。

まずは有効成分ですが、比較対照を比較審査済み高度精製添加物、先ほど出てきたものですけれども、またはこれの安全性審査の際に比較対照とした品目として、その含量が同等以上であることとしています。

次に、非有効成分ですが、まず前提として、最終製品にタンパク質が検出されないこと。そして、比較対照は有効成分と同じです。そして、分析法については、食品安全委員会評価時の分析法と同等以上の感度及び精度を持つ分析法とします。

そして、その含量ですが、2段階に分けて見ていきます。まず、②食品安全委員会評価時に比較審査済み高度精製添加物中に存在することが認められていた非有効成分については、先ほどの比較対照と比較して含量が同等以下であることとしています。ただし、同等を超えたとしても、それが使用基準のない非タンパク質性の指定添加物または既存添加物であれば、これは既に安全性が確保されているものと考えられるので、例外とします。

次に、③食品安全委員会評価時に比較審査済み高度精製添加物中に存在することが認められていない新たな非有効成分については検出されないこととしますが、こちらも先ほどと同じく、使用基準のない非タンパク質性の指定添加物または既存添加物については例外といたします。

それでは、資料2に戻っていただけますでしょうか。2ページ目、一番下の(5)その他におきましては、開発者等から厚労省への報告事項をお示ししております。①報告者について、②要件を満たすと判断した品目について、おめぐりいただいて、③比較対照とした品目について、④報告した品目が要件(1)から(4)を満たすことを確認した旨、その概要とそれを裏づける資料となっています。

このように(1)から(4)の要件を満たすことに加えて、前述の項目を厚労省に報告して初めて要件を全て満たしたと言えるということです。これで要件は終わりです。

次に、最後の項目となりますが「3. その他の措置」について。事業者、国及び地方自治体が一括管理を適切に行うため、(1)から(3)の事項を実施いたします。

(1)において、事業者は、こちらの①から③に示す資料を作成・保存し、必要な場合には、国及び地方自治体にその資料を提出することとします。

(2)においては、事業者は、その資料を合理的な期間保存することとしております。

さらに(3)において、先ほど要件の(5)に定める報告事項のうち、こちらの①から④に示す情報については、厚生労働省のホームページで公表することといたします。

事務局からの御説明は以上です。

○寺本部長 どうもありがとうございました。

それでは、この調査会での議論につきまして、調査会長の手島委員、それから、調査会委員の中島委員から補足で御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○手島委員 調査会のほうは、昨年12月と3月に2回開きまして、5名の委員で議論をしましてまいりました。先ほど事務局から御説明がありましたけれども、高度精製添加物で特に議論になった点というのは、まず、比較対照をどのようにするのかということと、同等の定義をどのようにするのかということ。それから、そのための測定法はどのようにするのかというところが議論になりまして、2回の議論で、きょうお示ししました資料2のような形ができ上がったという経緯でございます。

○寺本部長 中島委員。

○中島委員 手島先生からの説明でおおむね尽きておまして、どのようなものと比べたらいいのか。また、合理的に、しかも確実にこの安全性を担保した上で、どのような仕組みをつくったらいいのかということを中心に議論をまいりました。

先ほどの資料2で御説明されたとおりの結論に落ちつきましたので、本日、よろしくお願いいたします。

○寺本部長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思うのですけれども、用語とか文言について不明な点がありましたら、それをお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。比較審査済みとか、いろいろな言葉がちょこちょこついてきて少しずつ修飾語が変わっているので、どこまでどうなっているかというのがいろいろとあるかもしれませんけれども、よろしゅうございますか。

それでは、重要な点でございますけれども、取り扱いの案ということで、一番重要なことは、恐らく資料2の2.のところが一番大きな問題になるのではないかと思います。この辺についての御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

先ほどの比較対照ということは、既に比較審査済みの高度精製添加物を比較対照とするということでおまとめになったということによろしいですね。

○手島委員 そうです。

○中島委員 比較対照のものについては、まず一度審査されたもの。それから、一度審査するときには従来品と比較しているので、その従来品の比較に使ったものも当然オーケーということで、いずれかと比較するということでございます。

○寺本部長 ありがとうございます。

よろしいですか。これは国民の健康等々に非常に関係する問題ではありますが。

どうぞ。

○大野委員 確認的なことですが、2ページの(4)の非有効成分についてのところの最後のパラグラフです。細かいことですが、最終製品における非有効成分の分析法は、食品安全委員会評価時の分析法と同等以上の感度及び精度を持つ分析法であることということですが、感度と精度というと1つ足りなくて、真度が入っていないといけないと思うのです。単に精度だけだったら、そんなに正確ではないということで、いいのかと思ったのですが、感度と精度というと、真度も入っていないと、実際の値よりずれていたらいけないので、そこがちょっと気になりました。

○寺本部長 これはいかがですか。

○手島委員 感度という意味では、検出限界が食品安全委員会の分析法での審議のときと同程度。精度に関しても、nが3ということをも最低として、それ以上の測定数を用いて、一致度を調べるという意味で、同程度のもを持つという考え方です。

○大野委員 精度ということを厳密に言うと、ばらつきの問題なので、真実の値からずれていても精度がいいということもあり得るので、それがちょっと気になったのです。

○中島委員 サンプルを幾つ以上といったことも実は議論しておりまして、確かにおっしゃるとおり、真度という言葉を使うべきだったのかもしれませんが、そこまで気にせず、感度と精度をもって、案としてはこのようになっております。確かにおっしゃるとおりだったかもしれませんが、検出限界とnの数、その辺は忘れずに議論してございますので、運用のところでもわかりやすく解説ということになろうかと思います。

○大野委員 それで結構だと思います。

○寺本部会長 ほかにいかがでございましょうか。

○大野委員 質問をよろしいですか。

○寺本部会長 どうぞ。

○大野委員 今回の対象は、高度に精製された非タンパク質性の添加物ということですが、タンパク質性の添加物というのは考える必要がないということなのか、それとも、もう既にできているとか、これからやる予定だとか、そういうことがあれば教えていただきたいと思ったのです。

○手島委員 タンパク質性の添加物というのは、既に審査しているものがございましてけれども、それに関しては、必ず食品安全委員会のほうに上げていただいて、そこで議論するという進めさせていただいております。

○大野委員 わかりました。ありがとうございます。

○事務局 ちょっと補足なのですが、現在、この高度精製添加物の審査は、食品安全委員会が附則に従って行った結果に基づいているのですが、この附則において当該品目には非タンパク質性という条件があるため、審査済みの高度精製添加物というものには非タンパク質性のものしかないという状況がございまして、今回の取扱いも、それを前提としているということです。

○寺本部会長 ここは純粋に非タンパク質性ということで定義されたものについて、こういう規約をつくるということですね。

(5)のその他で報告した品目が要件を満たすということなのですが、その概要、それを裏づける資料の評価というのは、どのようにされるのですか。

○事務局 事務局として、評価をするというところを担うものではないのですが、確かに要件を満たしているということとちゃんと数値等で事業者を示していただくという意味で、こういった表現を使っているということです。

○寺本部会長 例えばこの資料というのは、何らかの論文になっているとか、公表されているもの、パブリケーションされているものと考えてよろしいのですか。

○事務局 検査結果の数値ですとか、どれぐらいの精度かといったものを示していただくことが中心ですが、必要に応じて、例えば病原性・毒素産生性がないですとか、そういったようなものを裏づける資料として、パブリックな論文を参照するということもあるかと思えます。

○寺本部会長 最近はそのような資料もかなり公表されて、公表されるということは国民にとって非常に重要なことではないかと思うのですが、そういったものをホームページとかで出すことはされるのですか。

○事務局 ホームページで公表する事項として「その他の措置」のところに記載しているのですが、その公表する程度というのが、現在公表している程度にとどめると考えておりますので、それを参考にしますと、そういった論文ですとか、そこまでは今の時点では公表していないのですが、それは今後、検討したいと思っております。

○寺本部長 最終的にはこれは自主性になってくるので、そのところがかなり担保されているということはすごく重要だと思うので、言い方は悪いのですが、資料とかそういったものの信憑性というのでしょうか、そういったことも必要かという気がするのです。

○事務局 検討させていただきます。

○寺本部長 何か御意見ございますか。

○中島委員 確かにそうですが、ただ、資料は必ずつくって一定期間保存することになっていて、いつでも我々が求めればそれは出さなければいけないというようなルールになっておりますので、何か事故なり疑義があったような場合は、遠慮なく要求すればということだろうと考えます。

○寺本部長 どうぞ。

○栗山委員 私は、これについて余り細かい科学的なことがわかる立場の者ではないので、今の議論についてだけですけれども。ホームページで公表しないで、資料を保存してあるだけでは、要するに、我々が要求すれば出てくるということと、初めからホームページにそれが出ているということとは、社会の信頼の度合いが違うと思うのです。

今般の何とか自動車のあれを見るまでもなく、やろうと思えばプロにはできるけれども、私たちからは絶対に見えないというものというものがあると思うので、ホームページに載せたからといってそれがなくなるかということ、必ずしもそうではないとは思いますが、ホームページに載せるものの内容について、ぜひ御検討いただきたいと思いました。

○事務局 検討させていただきます。

○寺本部長 ほかはいかがでございませうか。

ちょっとほじくるようで大変恐縮なのですが、「その他の措置」のところの(2)の「合理的な期間保存」の合理的というのは非常に不明確だと思うのです。こういったものは何か法律というか、文言としてどういうことを意味しているのでしょうか。例えば、今は割に臨床研究とかは大体5年以上と言われているのですが、合理的という言葉がよくわからないのです。

○事務局 こういった食品は賞味期限が長いものなどもございますので、具体的に年数を規定することは難しい状況があり、あくまでもそれが流通しているかどうかというところが重要になってくるかと思っておりますので、それを踏まえて、少なくとも流通している間は保存すべきとしているということです。

○寺本部長 申しわけないのですが、例えばトクホとか、ああいったものでも、実際に認められて、あるのだけれども、実際にはもう販売していないとか、そういったものもあるわけですね。結局これは自主判断で出すではないですか。そのときに、例えばもうこれは販売しないということ届け出ることはないのですか。あるのですか。

流通しているという意味が、結局、実際に売られていないということと、実際にそれを取り下げているということは違うと思うのです。

○事務局 販売しない場合の届け出といったものは、現在、想定はしていないのですけれども、例えば、比較対照として使うものとして、品質が保たれていることというような表現を使っていたりしているのですが、そのような形で品質が保たれているものに関しては、販売することが可能であるということが言えると思います。

○寺本部長 どうぞ。

○新開発食品保健対策室長 この仕組み自体は、高度精製添加物の許認可をする制度ではないので、許可の上げ下げというものは、もともとございません。そういう意味でいえば、これから売りますといったときに届けてもらって、それをホームページにアップして、それが流通していますよというのがわかる。また、売らなくなっていくといったときに何か仕組みがあるのかというと、現在は特にそこまでは考えておりませんでしたということでございます。もし必要だということでありましたら、これはあくまで、仕組みの中でどうできるかというのは、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○寺本部長 どうぞ。

○佐々木委員 それに関して教えていただきたいのですけれども、比較対照となったもののほうが、先ほどの流通されなくなった場合に、それを対照として審査をする、しないという今回のことが行われて、比較対照のほうがマーケットから流通実態がなくなって、合理的な期間が過ぎてしまった場合に、それに基づいて審査の是非が問われたものは、どう扱われるのですか。

○事務局 比較対照については、先ほど申し上げたように、食品安全委員会が評価した際と同等の品質が保たれているものと限定しておりますので、流通しているかどうかというよりは、同じ品質が保たれているものが現存するのであれば、それは比較対照として使用してもよいという取り扱いになっております。

○佐々木委員 私の質問は、今、現存していることをもって比較対照としますね。そして、この資料6の要件を満たして、安全性審査が必要でなく、自主判断可能としますね。そして、自主判断されて、その後に比較対照として使われたもののほうが流通しなくなっても、その比較対照となったものは、半永久的にその資料は保管され、公開されるものと理解してよろしいのですか。そうしないと、こちらが自動的に消えてしまうことになると思うのです。

○事務局 今の御質問にお答えしますけれども、先ほどの報告していただく内容とも重なってくるのですけれども、ある品目を比較対照にして、自主判断をしたと。そういう場合は、自主判断した品が要件を満たしているという旨と、ちょっと要件が複雑ですので、どのように要件を満たしたか、本当に要件を満たしたかというのが客観的にこちらで確認できるように、例えば有効成分の含量とかをもらおうと思っていたのですが、それが比較対照と比べてどうかというのがわかるような資料を出していただきますので、比較対照についてもあわせてうちのほうでも持っていますし、事業者のほうでも持っていただくというようなことを考えておりました。



○佐々木委員 わかりました。

○寺本部長 そうすると、一回認められると、その資料に関してはほぼ半永久的に保存するということになりませんか。

○事務局 そうですね。自主判断した品が、事業者の方の製造が終了しまして、その賞味期限とか消費期限が切れた後については、食べられるということは考えられないと思いますので、大体合理的な期間というのは、事業者の方が製造を終了してから賞味期限や消費期限が終わるまでの間というのを考えております。その期間までは、自主判断した品が要件に合っているかを確認する必要がありますので、保管していただくというのを考えておりました。

○新開発食品保健対策室長 恐らく少し混乱しているのかと思いますけれども、流通実態に合わせた保管というのは、製品そのものをこれから開発しますよというものと、それから、開発したものを市場にのせていきますよという2段階あると思うのですが、後者のほうは、むしろ市場にのせていきますよといったときに一個一個つくる製造ロットみたいなものに対しての記録の保存というイメージでありまして、前者のほうは、むしろ開発するときの種々の記録の保管というようなイメージで考えておりました。そこは少し分けていただければと。

○寺本部長 どうぞ。

○曾根委員 今の佐々木先生の御質問は、要するに、比較するものがもう売られなくなりこの世に存在しなくなった場合に、新しく参入しようとする会社はそのレファレンスが手に入らなくなってしまうという事態がないかどうかという御心配ですね。

○佐々木委員 そこも含めてです。

○事務局 手に入らない場合は、もうそれを比較対照とすることはできませんので、その場合はこの要件を使用できない状況になります。

○曾根委員 その場合、つまり間があいた場合、たとえば3年前にどこかの会社がつくっていたけれども、もう今はどこもつくっていないから誰も持っていない場合は、全く最初からやり直さないといけないことになるわけですか。

○事務局 そうです。

○曾根委員 それは結構非効率的な話のような気もしますが、一応、今の方法ではそれしかやりようがないということですか。

○事務局 そうです。要件を判断するときに、その物質がなければ分析ができませんので、手に入らなければ、この要件を確認することがそもそもできないという状況になるかと思えます。

○曾根委員 それともう一つ関連事項ですが、レファレンスが常に動いているので、一般的には品質がどんどん上がって行って、非常に精製度が高いものになっていくかと思いますが、それと同等ということになると、いつの間にか不必要なほど精製度が高くなり、新しい会社が非常に参入しづらくなるというような可能性もあるのではないかと思います。

それはそれでよろしいと。

○事務局 そこに関しては、調査会においても検討したところなのですけれども、そこで、精製度について、同一ですとかそういった表現ではなくて、同等という表現を用いたということがございます。

○曾根委員 これは一般の方の信頼感に関連すると思うのですが、この具体的に「同等」というのは具体的にどの程度を言うのでしょうか。

○手島委員 私ども調査会の中では、申請品中の添加物の純度が、対象品のそのの平均値プラス・マイナス3シグマという一般的に用いられている値に収まっているかで同等性を判断していきたいと考えております。

○曾根委員 わかりました。

○寺本部長 その辺は、ある程度の明確性が必要ではないかという気がするのです。何となくアバウトなので、もしそういう議論があるのだとすれば、細則ではないですけども、そういったところでの、もしくはQ&Aみたいな形での対応が必要かなという気がします。

○事務局 御指摘ありがとうございます。そういったものをつける予定にしております。

○寺本部長 ほかはよろしいでしょうか。

恐らく、有効性成分に関しては、そのような比較をするというのは当然のことだと思うのですが、非有効成分に関してきちんと担保していく、私はそこが一番問題になるような気がするのです。ですから、その辺が（４）の非有効成分についてというところで非常に重要な気がするのですけれども、よろしいですか。

比較的、受け入れやすい御提案をいただいているようには思うのです。安全性もある程度担保されているような気がするのです、いいのかなという気がするのですけれども、もし余り御意見がないようでしたら、事務局には、今までいただいた御意見を踏まえていただいて、文言等の修正をお願いしたいと思います。

一応、最終的には部会長のほうで一任とさせていただきますが、きょうの決議に御参加いただけない佐々木委員のほうから、もし御意見があれば御意見を伺って、最終的に皆さんの合意をとりたいと思います。佐々木委員、いかがでございましょうか。

○佐々木委員 ございません。

○寺本部長 他の委員のみなさまは、よろしいですか。

それでは、先ほど御確認させていただいた修正案を、これは後ほど、ちょっと修正が必要かもしれませんけれども、修正案を部会の案とさせていただきたいと思います。

今後の事務的手続について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 今後の手続につきまして、御説明をさせていただきます。

本日御了承いただきました内容につきましては、厚生労働省から食品安全委員会に食品健康影響評価を要請することとなります。その後は、本日の結論について、本部会での審議結果として、食品衛生分科会に報告を申し上げます。そして、最終的には、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣への答申を行うという流れになります。

食品安全委員会からの意見ですとか文言修正など、軽微な変更が発生する場合には、部会長と御相談をして進めさせていただければと考えております。

以上です。

○寺本部会長 それでは、本日の審議結果を、食品安全委員会の評価を踏まえて食品衛生分科会に報告するという形にしたいと思います。軽微な変更については、私、部会長のほうに一任していただくということとさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○寺本部会長 何かほかに御意見があればと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。